

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
千代田			○	学齢以上を対象としている。しかし、医療的ケアが必要かつ保護者が付き添ってもなおかつ支援が必要な未就学児は対象。	○	両上肢機能障害1級、かつ両下肢機能障害1級、及びそれに準ずるもの	○		○				○	視覚障害 高次脳機能障害
中央	○				○	・視覚障害者 ・全身性障害者（身体障害者手帳1級で両上下肢に機能障害のある方、または、これに準ずる障害のある方。）	○	愛の手帳（療育手帳）所持者	○	精神障害者保健福祉手帳所持者	○	障害者総合支援法第4条第1項に規定する疾病を罹患し、屋外での移動に著しい制限のある方	○	（障害児）特別支援学校または特別支援学級に通学する方で、自力での通学が困難な方
港	○				○	視覚障害、下肢機能障害、内部障害がある児童 ※原則、小学4年生以上を対象	○	※原則、小学4年生以上を対象	○	※原則、小学4年生以上を対象	○	※原則、小学4年生以上を対象	○	発達障害の診断のある児童 ※原則、小学4年生以上を対象
新宿	○				○	両上肢・両下肢の機能障害がそれぞれ1級の者又はこれに準じる者	○	特になし	○	特になし	○	指定難病により、左記と同様な障害状況であることが意見書等で確認できる者		
文京	○				○	原則小学生以上	○	原則小学生以上	○	原則小学生以上	○	原則小学生以上		
台東	○				○	身体障害者手帳を所持する以下のいずれかに該当する方で、外出時における移動に支援が必要な方 視覚障害児…視覚障害の認定を受けている方で、同行援護の支給決定が受けられない方 全身性障害児…「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも困難であると認められる方	○	知的障害児で、外出時における移動に支援が必要な方	○	精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、外出時における移動に支援が必要な方	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める疾病に罹患している方で、外出時における移動に支援が必要な方		
墨田	○				○	肢体不自由1級2級、視覚障害1級2級（同行援護対象外外出のみ）	○	手帳所持者	○	手帳所持者			○	特別支援学校・支援学級に通学している。
江東		○			○	肢体不自由1、2級・視覚(障害者総合支援法の規定による同行援護の対象者で一定の条件を満たす場合に限る。) 年齢制限はなし	○	療育手帳所持者 年齢制限はなし	○	精神保健福祉手帳所持者 診断書 年齢制限はなし	○	難病指定者 年齢制限はなし		
品川		○			○	身体手帳所持者のみ対象（1人で移動が困難な身体障害児のみ対象）	○	愛の手帳取得者のみ対象	○	精神障害者手帳取得者のみ対象	○	難病の状況による（1人で移動が困難な難病か等）		
目黒	○				○	肢体不自由（下肢・体幹）2級以上、視覚障害1級～6級、原則小学生以上	○	療育手帳所持者、原則小学生以上	○	精神保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院）受給者かつ移動介護が必要という医師意見書、原則小学生以上	○	指定難病該当で保健師による調査、必要に応じて医師意見書から必要と判断された者、原則小学生以上	○	障害者手帳をもたないが発達検査や医師診断書により発達障害が認められ、障害特性および学校や学童等から付き添いを必須とされている移動の困難な者、原則小学生以上

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
大田	○				○	視覚障害児、全身性障害児（肢体不自由の身体障害者手帳1級で両上肢及び両下肢の機能に障害を有するもの、またはこれに準ずるもの）（未就学児を除く）	○	（未就学児を除く）	○	（未就学児を除く）	○	四肢機能に著しい障害があり、医師の意見書により区長が必要と認めたもの（未就学児を除く）		
世田谷			○	小学生以下の利用については、障害により自宅で過ごすことが困難であるため、やむを得ず外出する場合であって、介護者が病気等（就労は除く）の理由により付き添えない場合に限る（なお余暇活動のための外出、長時間にわたる外出は対象外）。	○	重度訪問介護の対象となる程度の障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。	○	知的障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。	○	精神障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。			○	高次脳機能障害児：医師の診断書等により高次脳機能障害が認められ、高次脳機能障害特有の障害のために外出時の移動に係る支援を必要とする方。（介護保険第1号の被保険者に該当する方を除く。） 視覚障害児：同行援護の対象とならない外出時の移動に係る支援を必要とする方。
渋谷	○				○	視覚（同行援護サービスを受けられない場合）・聴覚障害、又は全身性障害（上肢1級かつ下肢1級、又は体幹機能障害1級）があり、身体障害者手帳（又は診断書等）の交付を受けている。	○	愛の手帳、又は療育手帳（又は診断書等）の交付を受けている。	○	高次脳機能障害があり、精神障害者保健福祉手帳（又は診断書等）の交付を受けている。			○	知的障害又は精神に障害のある、発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児
中野	○				○	重度の視覚障害児、重度の肢体不自由児で、屋外での移動に常時支援を必要とするが、家族などの支援を得ることができない児童。	○	知的障害児で、屋外での移動に常時支援を必要とするが、家族などの支援を得ることができない児童。	○	発達障害児で、屋外での移動に常時支援を必要とするが、家族などの支援を得ることができない児童。原則として医師の診断書を要する。	○	難病であり、屋外での移動に常時支援を必要とするが、家族などの支援を得ることができない児童。		
杉並	○				○	・就学児以上 ・「身体障害者手帳」を所持する視覚障害児又は以下の①～④のいずれかに該当する肢体不自由児 ① 両上肢に障害があり、両下肢機能障害2級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が1級の方 ② 体幹機能障害1級の方 ③ 移動機能障害1級の方 ④ ①～③に準ずると区長が認める方	○	・就学児以上 ・「東京都愛の手帳」の所持者	○	・就学児以上 ・「精神障害者保健福祉手帳」の所持者又は若年性認知症の診断を受けた方で、以下のいずれにも該当すると区長が認める方。 ① 定期的に精神科・心療内科等に通院している方 ② 医療機関の治療や服薬調整、環境調整がある程度できているが、症状により行動に制限があり、外出時に支援が必要な状態が半年以上続いている方	○	・就学児以上 ・法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定めるものによってADLが低下し、肢体不自由児の対象と同程度の障害があると区長が認める方。	○	・就学児以上 ・高次脳機能障害児：高次脳機能障害に起因する失語、半側空間無視、記憶障害、注意障害、遂行機能障害又は社会的行動障害により、1人で移動は可能だが危険回避が困難と区長が認める方（原則、医師の診断書が必要）
豊島			○	小学1年生～高校3年生に限り通学支援実施（保護者・家族の就労・疾病・出産等理由により、送迎が困難と認められる場合）	○	身体障害者手帳を所持し①～③のいずれかに該当する、外出時における移動に支援が必要な児童。①全身性障害児②肢体不自由児③視覚障害児（視覚障害の認定を受けていて、同行援護の支給決定が受けられない場合）	○	外出時における移動に支援が必要な児童	○	精神障害を有し定期的に精神科・心療内科に通院しており、外出時における移動に支援が必要な児童	○	障害者総合支援法第4条第1項の政令に定める疾病に該当するもので、身体障害児の①と同程度の障害を有する児童		
北	○				○	小学生以上	○	小学生以上	○	発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。小学生以上	○	小学生以上		
荒川	○				○	屋外の移動に著しい制限のある視覚障害者、身体障害者手帳1級から3級で両上肢及び両下肢障害を有するもの又はこれに準ずる者	○	愛の手帳を所持する者	○	精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者			○	区内の特別支援学級、学童クラブ、都内の特別支援学校等に在籍する者等

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
板橋		○			○	身体障害者手帳。 介護者の就労等の要件が必要となります。	○	療育手帳。 介護者の就労等の要件が必要となります。	○	精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書、自立支援医療受給者証。 介護者の就労等の要件が必要となります。	○	難病医療受給者証、医師の診断書。 介護者の就労等の要件が必要となります。	○	区長が特に必要と認めるもの。 介護者の就労等の要件が必要となります。
練馬			○	基本的に18歳以上の対象者と同様の内容で実施しているが、通学介助は以下の要件を満たす場合に支給している。 (1)対象者の家族（同居・別居に関わらず）の疾病・障害等により、保護者が対象者の通学を介助することができない場合。 (2)保護者が就労していることにより、対象者の通学を介助できない場合。 (3)保護者が自身の疾病・障害等により、対象者の通学を介助することができない場合。 (4)その他の事由により、保護者が対象者の通学を介助することができないと認められる場合。	○	屋外での移動が困難な障害児。ただし、施設入所、入院中の児童、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用児童は原則として対象外。	○	屋外での移動が困難な障害児。ただし、施設入所、入院中の児童、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用児童は原則として対象外。	○	屋外での移動が困難な障害児。ただし、施設入所、入院中の児童、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用児童は原則として対象外。	○	屋外での移動が困難な障害児。ただし、施設入所、入院中の児童、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用児童は原則として対象外。		
足立	○				○	身体障害者手帳を所持する原則小学校4年生以上で、行動援護・重度訪問介護の支給決定を受けていない児童	○	愛の手帳所持を所持する原則小学校4年生以上で、行動援護・重度訪問介護の支給決定を受けていない児童						
葛飾		○			○	全身性障害：身体障害者手帳1種1級で両下肢1，2級かつ両上肢1，2級 全身性に準ずる：身体障害者手帳1種で両下肢または移動機能または体幹機能障害1，2級 いずれも小学生以上	○	愛の手帳所持 小学生以上 手帳がない18歳未満児：特別支援学校か特別支援学級在籍児か、放課後等デイサービス利用児、いずれでもない場合は主治医による診断書か専門機関による意見書を確認						
江戸川		○			○	(身体介護あり) ・福祉用具を利用して外出が困難な、下肢1～2級若しくは体幹機能障害1～2級の方 ・これと同等のサービスが必要であると区が認めた方 ※(身体介護なし)支給なし	○	(身体介護あり) ・排せつ介助等身体への介助が必要な方 ・行動障害(強いこだわり、突発的な行動、多動)のある方 ・状況を勘案して必要であると区が認めた方 (身体介護なし) ・直接的援助(排せつ介助介助、身体への介助、身体を支える介助など)の必要はないが、安全確保のため、付き添いや助言が必要な方	○	(身体介護あり) ・排せつ介助等身体への介助が必要な方 ・行動障害(強いこだわり、突発的な行動、多動)のある方 ・状況を勘案して必要であると区が認めた方 (身体介護なし) ・直接的援助の必要はないが安全確保のため付き添いや助言が必要な方	○	身体介護ありの支給決定の方は福祉用具を利用して外出が困難な、下肢1～2級若しくは体幹機能障害1～2級の方、これと同等のサービスが必要であると区が認めた方。身体介護なしの支給決定の場合は支給なし。		
					※上記に該当する方のうち、以下に該当する場合は原則支給なし ・施設入所支援、重度訪問介護、行動援護、同行援護の支給決定を受けている方 ・小学生未満 ※医療機関に入院中の方は支給決定を受けていても原則利用できない									

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や日数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
千代田	○	○		○			・ 宿泊を伴うもの ・ 同行援護、行動援護、重度訪問介護、通院等介助等の介護給付に該当するもの	○		60時間/月 通学、通勤については月30時間を上限とする。 *通学については、必要に応じて上限60時間の範囲で支給決定している。	○		区民税所得割16万円以上の世帯：10%負担上限 37,200円 区民税所得割16万円未満の世帯：5%負担上限 9,300円 生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円 *利用者が未成年の場合、区民税所得割28万円未満世帯の月額負担上限額は4,600円
中央	○	○	○	○			・ 障害福祉サービスや介護保険サービス等で利用できる外出 ・ 社会通念上公的支援が適当でない外出 宗教活動、ギャンブル、営業活動等営利目的の外出 ・ 通勤、通所等通年かつ長期にわたる外出 ※ただし、真にやむを得ない場合については個別に相談。 例：介護者が病気のため、通学に利用 通勤経路を覚えるまで、一時的に利用	○		・ 1人につき最大月50時間までとし、状況等聞き取りのうえで必要な時間を支給。 ・ 特別支援学校又は特別支援学級への通学等（片道30分以内目安、月23時間を上限とする。）	○		生活保護世帯・特別区民税非課税世帯→0円 特別区民税課税世帯 所得割額 →16万円未満～28万円未満は 4,600円 28万円以上は37,200円の月額負担上限額
港	○	○		○	○	通学、通所は、家庭状況や障害状況等の個々の状況を勘案して、決定する。	特別支援学校以外の通学や通所の訓練に係る移動支援は、3か月を限度として行い、1回に限り更新可	○		余暇活動への参加については、月25時間まで（基準：平日1回、週末1回利用。週5時間×5週＝25時間）	○		1割負担・上限37,200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
新宿	○	○		○			通院同行（居宅介護優先）、保育所幼稚園こども園までの送迎、塾及び習い事、宗教活動、政治活動	○		支給基準時間40時間	○		自立支援給付と同様 ただし、新宿区では利用者負担を3パーセントまで軽減しています。
文京	○	○		○			・ 経済活動に係る外出（通勤、収入を得ることを目的とした外出） ・ 政治活動又は宗教活動に係る外出（布教活動、選挙運動等） ・ 公的サービスを利用して外出することが適当でないもの（犯罪などの社会通念上不適当な外出） ・ 通年又は長期にわたる外出 ・ 通院等介助に係る外出（緊急又は突発的な通院の場合は可能。）	○		通学・通所支援は利用回数ひと月当たり10回、1回1時間を限度として支給します。ただし、保護者の疾病等個別の事情により必要性が認められる場合は、月23回を限度として支給します。 移動支援は1日当たり原則最大8時間としています。 ただし、余暇の移動先が遠方にあり往復に時間がかかる場合等やむを得ないときは、事前に区の各支援係に相談してもらって認めるケースもあります。	○		原則1割負担となりますが、文京区独自助成制度により、すべての方について、月36時間までの利用者負担額はかかりません（通学・通所支援や同行援護と併用の方は、あわせて月36時間まで）。世帯の収入状況によって、下記のとおり負担上限月額が設定されています。 【生活保護】生活保護受給世帯 0円 【低所得】区市町村民税非課税世帯 0円 【一般1】区市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の方（障害児の場合は28万円未満） 障害者9,300円、障害児4,600円 【一般2】区市町村民税課税世帯（一般1の該当者を除く） 37,200円
台東	○	○					通院…居宅介護における、通院等介助にて対応。 通学…通学時の送迎に係る外出については、「通学支援事業」にて支援の対象。 学校主催の行事や遠足への送迎・付き添いに関しても利用不可。 通所…原則、保護者対応。ただし、保護者の出産・病気等やむを得ない場合は検討。	○		20～30時間/月（夏・冬休み等の長期休みの期間のみ50時間/月まで）	○		・ 生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円 ・ 住民税課税世帯は1割負担 一般世帯1（世帯での住民税所得割額が28万円未満）は上限4,600円 一般世帯2（世帯での住民税所得割額が28万円以上）は上限37,200円
墨田	○	○		○			宿泊を伴う 定期的な通院 危険を伴うスポーツ活動 営利目的 政治活動宗教活動	○		原則20時間/月 通学の場合25時間/月 特例最大54時間/月	○		1割負担 課税世帯（市町村民税所得割28万未満） 上限4600円 課税世帯（市町村民税所得割28万以上） 上限37,200円 生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
江東	○	○		○			・ 通年かつ長期にわたる外出は原則対象外（ただし、緊急かつ突発的な通院・通学・通所は対象） ※通年の通学、通所等については、やむを得ない理由があり特例利用として認められた場合に限り利用可能 ・ ギャンブル、飲酒等を目的とした外出は対象外 ・ 1日で用務の終わらない外出は対象外	○		16時間/月	○		事業費の5%負担 ①区民税の課税世帯 区民税所得割28万円以上の方 上限37,200円 ②区民税の課税世帯 区民税所得割28万円未満の方 上限4,600円 ③低所得（区民税の非課税世帯）・生活保護（生活保護受給世帯）の方 0円 ※世帯の範囲は介護給付と同様に取り扱い、18歳以上の障害者（施設入所の18・19歳除く）は障害者本人と配偶者まで、障害児（施設入所の18・19歳含む）は保護者の属する世帯とする。
品川		○		○			通院、宿泊を伴う旅行、移動先でのスポーツ活動 等	○		36時間（小学3年生以下：23時間）/月	○		●区民税課税 移動支援サービス費用（報酬）の1割 ●区民税非課税・生活保護世帯 0円
目黒	○	○		○				○		①通学等介助（小学校、中学校、特別支援学校、学童保育クラブ、放課後等デイサービス） 所要時間×経路数×22日を上限とする。 ②社会参加 最大支給量50時間/月まで	○		1割負担（上限月額：課税世帯37,200円・4,600円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯0円） 障害福祉サービス費及び障害児通所給付費との上限管理あり。

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や日数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
大田	○	○		○	○	通院は、突発的に必要な状況が生じた場合、例外的に認めている。	見守りや一時あずかり プール等危険を伴う活動 学校や施設の行事 入院中の外出支援 施設入所中の外出支援 グループ支援型の支援 車両移送型の支援	○		余暇活動など社会参加については、月16時間を標準時間としている。	○		区市町村民税課税世帯は1割負担（負担上限月額：所得割額年28万円未満4,600円、年28万円以上37,200円） 区市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は0円
世田谷	○	○	○	○	○	余暇活動などの社会参加：小学生以下は利用を認めていない。 通院：通院等介助の対象とならない突発的な場合に利用を認めている。 通学、通所等：一定の要件を満たす場合に利用を認めている。	(1) 通勤・営業活動等の経済活動に係る外出 (2) 社会通念上適切でないと認められる外出 (3) 通年かつ長期にわたる外出	○		障害児は障害種別に関わらず40時間/月まで。 ※通学に係る支援は支給時間数のうち23時間/月まで。	○		障害児については以下のとおり。 生活保護受給者世帯、区民税非課税世帯：0円 区民税課税世帯で区民税所得割額28万円未満の世帯：サービス単価の1割負担（上限4,600円） 区民税課税世帯で上記以外：サービス単価の1割負担（上限37,200円）
渋谷	○	○		○	○	短期入所施設及び緊急一時保護施設への送迎	定期的な通院、習い事など通年又は長期にわたる外出、宿泊を伴う外出、普通学級への通学	○		移動支援（余暇活動等）：25時間/月（小学生は8時間/日まで。また、視覚障がい・全身性障がい・単身者は加算あり）、通学支援：24時間/月	○		生活保護対象世帯・住民税非課税世帯：0円、区民税課税世帯：1割負担・上限（37,200円・9,300円・4,600円）
中野	○	○		○			宗教活動、政治活動のための外出。公共の秩序に欠ける場所への外出。定期的通院、高等教育機関や障害者施設等への通所など、長期または通年にわたる外出。小学校～高校への通学については通学支援として支給している。	○		小学生 15時間/月 中・高校生 20時間/月 通学支援については上限なし。		○	
杉並	○	○		○（介護者の状況等の条件有）			【余暇活動等】 ・営利を目的とする外出（営業活動等、収入を得ることを目的とした外出） ・通年かつ長期にわたる外出（通勤、通所、通院等） ・政治的又は宗教的活動を目的とする外出（布教、勧誘活動、選挙運動等） ・公序良俗に反する外出（ギャンブル等） ・危険を伴う外出（登山等、危険を伴うスポーツ等） ・法令等により他の公的類似サービスが適用される外出（居宅介護や介護保険での「通院等介助」が支給されている等） 【通学送迎】 ・放課後等デイサービスを利用する際の送迎 ・下校途中に余暇活動場所に立ち寄るなど、一般的に「寄り道」と考えられる外出	○		【余暇活動等】 小学校4～6年生 15時間/月 または180時間/年 中学生・高校生 30時間/月 または360時間/年 【通学送迎】 通学1回あたりの支給時間は合理的な範囲内	○		住民税の課税世帯：委託料の「3%」負担 住民税の非課税世帯：負担なし（無料）
豊島	○	○		○		小学1年生～高校3年生に限り通学支援実施 （保護者・家族の就労・疾病・出産等理由により、送迎が困難と認められる場合）	・日中一時保護施設の送迎 ・宿泊を伴う外出 ・通院のための移動介助	○		サービス支給時間は50時間を上限	○		(負担上限月額) 生活保護受給世帯：0円 住民税非課税世帯：12,300円 住民税課税世帯：18,600円 (利用者負担額) サービス提供に要した費用の1割。利用時間20時間まで無料。20時間を超え50時間までは費用の3%の自己負担。
北	○	○		○			●保護者の付き添いが求められる場合（通院）。●通学・通所（以下の要件に該当する場合。①介護者のけがや病気で送迎ができず、本人が単独で通えない場合。②親族に他の要介護者がいるため介護者が送迎できず、本人が単独で通えない場合。③介護者の就労により送迎ができず、本人が単独で通えない場合。④介護者が高齢（おおむね70歳以上）または要介護状態で送迎ができず、本人が単独で通えない場合。） ●外出先で収入を得ることを目的とした外出 ●政治活動、宗教活動に係る外出 ●公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出	○		25時間/月	○		1割自己負担・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯は0円、住民税課税世帯で所得割額28万円未満は上限4,600円、28万円以上は上限37,200円
荒川	○	○	○	○			通勤、営業活動、政治活動、宗教活動、宿泊を伴う外出 他の制度（障害福祉サービス及び介護保険サービス）により提供できるサービス		○			○	

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や回数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
板橋		○	○	○			経済活動に係る移動、宗教活動に係る移動（教会までの単純な移動等は除く）等。利用者から相談のあった事例を個々に判断する。	○		介護者に疾病、障がい、高齢、出産（出産日の前後16週まで）、虐待、ネグレクトがある場合 月36時間 当該児童等の状況が、1 当該児童の身体が大きく、保護者だけでは介護できない。2 当該児童が多動等のため、保護者だけでは介護できない。3 他の児童（0歳から3歳まで）の保育のため保護者だけでは介護できない。4 同居の家族に障がいや疾病がある。月26時間 介護者が就労している場合 月18時間 その他状況について加算あり。	○		サービスに要する費用の10%を利用者が事業者を支払う。世帯の範囲とは、保護者の属する住民票に記載されている人全員をいう。 世帯の所得状況 月額上限額 生活保護世帯・区民税非課税世帯0円、区民税所得割額 年28万円未満 4,600円、区民税所得割額 年 28 万円以上 37,200 円 サービスの提供を受けるに当たり、サービス利用中の利用者及びサービス提供従業者に係る交通費等の実費経費を負担する場合あり。
練馬	○	○		○			・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ・通年かつ長期にわたる外出・社会通念上本制度を適用することが適当でない外出 ・障害者関係の施設や団体が実施するプログラムにおける職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出 ・事業を提供する事業者が、自ら実施する催し等のプログラムに参加させることを目的とした外出	○		50時間/月 ※通学介助の利用は46時間/月	○		1割負担（自己負担上限額については課税状況に応じて4600円、9300円、37,200円）、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
足立	○	○	○				通年かつ長期に渡る外出（通学・通所含む）、危険を伴うスポーツ、ガイドヘルパーが車両を運転しての外出、宿泊を伴うもの、など		○	利用時間に制限はないが、標準利用時間は月16時間としている 必要性が認められれば、月16時間を超える支給決定を行っている	○		課税世帯は定額負担・負担上限月額を設定してない 身体介護あり 30分150円、1時間300円、以降30分ごとに50円 身体介護なし 30分50円、1時間100円、以降30分ごとに40円 生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担なし
葛飾	○	○	○	○	○	健康診断や予防注射、医療保険適応外の接骨院等通院。	定期通院、行政手続き等は通院等介助が優先。事業所が企画する行事への参加、事業所を目的地とする預かり行為。グループ支援。宗教活動。政治活動。経済活動。公序良俗に反すること。	○		全身性障害：12歳以上月35時間 12歳未満月12時間 全身性に準ずる障害：月12時間 知的障害：12歳以上月23時間 12歳未満月12時間 いずれも1日の上限時間は15時間。 申請時65歳以上は月10時間		○	1か月あたりの上限時間までは所得にかかわらず自己負担なし。
江戸川	○		○	○		※通院の利用は、突発的な通院の場合に限る（※定期的な通院は原則不可） ※通所、通学の利用については、通所・通学の手段が他にない場合であって、単独で通所・通学することが困難で、家族の支援が得られない場合に限る。	①通勤・営業等の経済活動 ②特定の団体等の勧誘及び利益の誘導を行う行為 ③公序良俗に反する外出 ④介助ができる家族が同行する外出 ⑤通所について、当該施設・事業所が送迎を行っている場合（※ただし自宅から送迎車の停留所までの送迎は可） ⑥学校内及び通所施設のサービス利用時間 ⑦ヘルパーが他の業務を兼ね、利用者の支援を中心に行わない場合 ⑧外出の主たる目的地を移動支援として預かり行為を行う場合 ⑨本人を介助すべきヘルパーが運転する利用者宅の自家用車や事業者もしくはヘルパー所有の車両での移動 ⑩ヘルパー1人で複数の障害者を同時に支援すること ⑪買い物や手続きを本人が出向くことなく代行すること ⑫同居する家族への支援	○		児童（18歳未満）25時間/月	○		1割負担・上限37200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円